

2015年8月10日

明石市長

泉 房穂 様

政策提言市民団体 市民自治あかし

明石市自治基本条例市民検証会議について（意見書）

猛暑の中、市政運営の舵取りに日夜ご精励のこと、感謝します。

さて、標題の件について、至急ご再考されますよう、以下の通り意見書を提出します。

明石市自治基本条例は条例第38条で「5年を超えない期間ごとに、検証と見直しを行う」ことを明記しています。2010年4月の施行以来すでに5年を超え、6年目に入っています。早期に検証・見直し作業に入るように、当会としても一昨年以来注意を喚起してきたところですが、市長任期2期目に入られて早々にその作業に入られたことは、遅まきながら賛同いたします。

ところが、7月15日付けの「広報あかし」で発表された「明石市自治基本条例市民検証会議の委員募集」では、通常行われている「公募委員の募集」を告知しただけで、市民検証会議の内容や委員会の構成、今後の展開スケジュール等、検証会議を設置したことに関する説明がほとんどありません。

また、事務局に照会して得た情報についても、検証会議の位置付けや委員の構成、検証スケジュールについて数々の疑義があります。以下、項目を追って、意見を申し上げます。幸い、まだ検証会議の具体的内容についてはまだ公表されていませんので、至急再検討され、自治基本条例にふさわしい検証が行われますようお願い申し上げます。

1. 市民検証会議委員の募集告知について

7月15日付け広報あかし、同日付けで告知された市のHP、7月13日付けで記者発表された「記者提供資料」のいずれも、公募委員の募集についての告知であり、その前提となる「自治基本条例市民検証会議」を設置するとは書いてありますが、検証会議の内容、すなわち位置づけや委員の構成、検証課題の内容、設置期間や運営のスケジュール等が一切明示されていません。

自治基本条例は明石市の最高規範であり、検証会議の設置はいわば「憲法見直しへ向けての検証会議」を設置するという重大な機関であることが何ら説明されていません。

これでは、応募する市民にとっても、委員の持つ意味が正確に理解されないだけでなく、本来は公募委員の募集よりも検証会議設置を広報することがより重要であるという大事なことが本末転倒になっています。

学識者委員等、委員会構成メンバーがまだ確定していないという事情から、検証会議設置の具体的内容の開示を後回しにしたとすれば、後先が逆になります。速やかに、検証会議の内容について広報されますよう提案します。

2. 検証会議の位置付けと役割について

公表された資料では「明石市自治基本条例に基づき、条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検証するため…」と設置目的を記載しています。「委員の役割」についても、同じことが検証の課題であることを記載しています。

これを読めば、まるで自治基本条例がその後の状況下で本市にふさわしくないという認識のもとに検証する”後ろ向き”の検証会議と錯覚されかねません。

基本条例第38条（条例の検証及び見直し）では、「市長等は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする」と書かれています。さらに逐条解説では、これを補足して、以下のように検証・見直しの趣旨を明記してあります。（下線は意見書提出者）

自治基本条例は、①議論し尽くされていない積み残された課題もあることや、②国の地方自治制度の改革や、そのときどきの社会情勢にあわせた修正、そのときどきの地域の問題や市の課題への対応などの必要もあること、③本条例の内容等が、市民、市議会、市長等、市職員に正しく理解され活かされているかということも重要なことです。

また、①関係する条例が整備されているか、②市の条例や政策が本条例の内容に沿ったものとなっているか(参照、第3条)など、本条例の趣旨が最大限に尊重されているかを検証し進行管理を行う必要があります。

そのため、本条例が明石市にとってふさわしいものであり続けているかどうかを、5年を超えない範囲で定期的に検証と必要な見直しを行うことを定めています。

検証の趣旨は「条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検証するため…」という舌足らずで、誤解を受けかねない表現ではなく、逐条解説に記載された上記の趣旨を正確に市民に伝えたいと、その検証に関わる委員を募集するべきではないでしょうか。すなわち、検証会議の役割は、5年を経過した自治基本条例がその趣旨に基づき、きちんと運用されているかどうか、市政運営の3つの大原則が市政の中にしっかり根をおろしているかどうかの検証が極めて重要になります。

したがって、1に述べたように、まず検証会議の趣旨と役割、検証課題を条例第38条に基づいて、正確に市民に周知することが何よりも必要かと考えます。委員の募集段階からミスリードするようなやり方は、自治基本条例に反した行為になりかねません。

3. 検証会議委員の構成について

事務局に8月5日照会したところ、検証会議の委員メンバーは、2007年に発足した自治基本条例検討委員会に準じて、学識経験者2名を正副会長にして、各種団体の代表者等に公募委員を2名加えるということのようでした。具体的な候補者は挙がっているが、まだ確定していないという説明でした。

上記の条例第38条第2項では、「検証・見直しは、市民参画の下で行われなければならない」と定めており、逐条解説では「検証と見直しに当たっては、市民主体による第三者機関など、市民参画の下で行われるべきこと」と説明しています。

このような趣旨から「市民検証会議」と名称をつけたことはそれなりの配慮が行われたと評価しますが、肝心の委員構成が旧態依然の各種団体の代表者を並べて、お添え物のように2名の公募委員を入れるのでは、「市民検証会議」の名前が泣きます。市長も昨年11月の市民マニフェスト検証会議や、今年の市長選挙に際して当団体が開催した市長候補者による公開討論会においても、「審議会等の改革、メンバー構成等に実質的に多様な市民をたくさん入れる方向へ努力したい」と明言されています。

自治基本条例は施行後5年を超えますが、この間、市が主導する形で市民が基本条例について考える機会をほとんどつくっていません。ようやく市のHPに「自治基本条例」のフラッグが控えめに表示されるようになりましたが、この間、市は基本条例に明示した市政運営の原則と現実の行政がどのように整合しているかの検証等も全く行われた痕跡がありません。

このような中で、各種団体の代表者らで構成する市民会議に検証を求めても、的確な意見を、短時間で得られる可能性は極めて薄いと想像されます。「市民会議」の名称にふさわしく、この問題に関心を持つ多様な市民が、さまざまな観点から意見を出して、条例の趣旨に沿った5年間の検証を行えるメンバー構成や運営にすることが不可欠です。

4. 市民検証会議の期間等について

委員の公募要領の中では、「会議は平成28年3月までの間に、合計4回程度開催を予定しています」と記載されています。事務局への照会では、スタートは10月ごろになる予定ということですから、6ヶ月間で4回の会議で報告書を求めることになります。

このスケジュールでは、検証会議の委員が前述した検証課題を一から議論して抽出するのではなく、事務局から早々と報告書の原案等が示され、委員は頃に意見を言うだけの、形ばかりの検証会議になる恐れが十二分にあります。

検証は少なくとも第38条の9逐条解説にあるように、基本条例の掲げる市政運営の原則に照らして、5年間の市政がどのように整合してきたのかを具体的に検証する必要がある、市の条例や施策が基本条例に沿ったものになっているかどうかの検証が必要です。

委員の選考も、こうした課題と任務に対応できるメンバーを選ぶ必要があります、それに必要な審議期間を十分取る必要があります。そうでなければ、形ばかりの検証会議で”お茶を濁す”と受け取られても仕方ありません。

以上、4点にわたって指摘したことを十分ご検討いただき、速やかに対処されますよう、お願い申し上げます。

なお、本意見書の中身は、本年6月11日付けで提出した「市長への要望書」5項目の1番目に関連するものです。上記要望書についての回答も市長との面談のうえいただきたく思います。

とりわけ、今回の意見書の内容は急を要するものでありますので、取り急ぎ、本件だけでも面談にてご回答いただきますよう、日程の調整等よろしく願いいたします。

以上